

自動車税(種別割)は6月1日(月)までに忘れずに!

- ◆自動車税(種別割)はコンビニエンスストアでも納税できます。
 - ◆Webサイト「Yahoo! 公金支払い」からクレジットカードでも納税できるほか、スマートフォンアプリ(LINE Pay、PayPay)を利用して納税できます。
- ※ご注意：軽自動車税(種別割)は市町村税です。納税場所等は市役所・町村役場税務担当課へお問い合わせください。

- ◆障害者手帳をお持ちの方で、障害の程度、自動車の所有者など一定の条件を満たしている場合には、申請により自動車税(種別割)が減免になる場合があります。

申請期限：6月1日(月)



《お問い合わせ先》 吾妻行政県税事務所 ☎0279-75-3300
群馬県自動車税事務所 ☎027-263-4343
※個人の事業税、不動産取得税もクレジット納税ができます。

新型コロナウイルスを悪用した悪質商法が増えています

～事例と注意キーワードで悪質商法から身を守ろう～ “新型コロナウイルス” という言葉が出たら無視

●注意するキーワード

新型コロナウイルス・不足するマスクや除菌剤・助成金・還付金・役場・役場関係の水道課や税務課など・有名企業・金融機関・携帯電話会社・金価格・個人情報・キャッシュカードやクレジットカード番号やパスワードなど。

●オレオレ詐欺での注意フレーズ

「新型コロナの影響で収入が減った」など。こんな言葉が出てきたら、直ちに電話や応対(訪問の場合等)をやめましょう。

●きっぱりと断るフレーズ

「契約しません」「必要ありません」
「消費生活センターや警察・役場に相談します」「帰ってください」

●吾妻郡消費生活センター

☎0279-75-1166

新型コロナウイルス感染及び蔓延防止の為、電話での相談対応を主としております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

消費者ホットライン188とは?

消費者ホットライン188(局番なし)は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか?

「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている可能性がある。調査に行くので、お宅の場所を教えてほしい」、「助成金があるので個人情報や口座情報を教えてほしい」などの新型コロナウイルスの感染拡大に関連したトラブルで困っていませんか?

そんなときは一人で悩まずに、全国どこからでも3桁の電話番号でつながる消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。専門の相談員がトラブル解決を支援します。

一人で悩まず、まずは相談

大切なのは、すぐに相談することです
困ったときは、一人で抱え込まないで
「消費者ホットライン「いやや」(局番なしの188)」までお電話を
『泣き寝入りは
超いやや(188)!』で
覚えてね

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター
「イヤヤン」





こんなときこんな届け出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する公的年金制度です。加入者(被保険者)は就職したときや退職したときをはじめ、次のような機会ごとに届け出が必要になります。

第1号被保険者(自営業者や学生などが、

就職して厚生年金や共済組合に加入したとき

↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

結婚、配偶者の就職、本人の収入減などにより、第2号被保険者である配偶者の扶養となつたとき

↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

第2号被保険者(会社員や公務員などが、

退職したとき

↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

退職して、第2号被保険者である配偶者の扶養となつたとき

↓配偶者の勤務する事業所へ提出します。事業所が年金事務所へ届け出をします。

第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)が、

就職して厚生年金や共済組合に加入したとき

↓本人の勤務する事業所が年金事務所へ届け出をします。

本人の収入増、配偶者の退職、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなつたとき

↓本人が市役所・町村役場へ届け出をします。

必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、将来年金が受けられなくなったり減額されたりする場合があります。ご注意ください。

・ 渋川年金事務所 (0279・22・1614)

事業主のみなさまへ「労働保険の年度更新」のお知らせ

令和2年度の労働保険(労災保険および雇用保険)の年度更新(平成31年度(令和元年度)確定保険料、令和2年度概算保険料および一般拠出金の申告・納付)の年度更新手続きは、6月1日(月)から7月10日(金)までをお願いいたします。

年度更新手続きに必要な申告関係書類は、厚生労働省から申告手続き期間に間に合うよう各事業主さまへ送付されます。書類がお手元に届きましたら、期日までに申告・納付手続きを完了していただきますようお願いいたします。

お願いいたします。

手続きが遅れると、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがありますので、ご注意ください。

●お問い合わせ先

群馬労働局総務部労働保険徴収室(☎027-896-4734)、または最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所へ

ストップ 不法電波

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動および不法無線局の取締りを強化します。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなを守りましょう。

お問い合わせは、関東総合通信局

●不法無線局による混信・妨害

☎03-6238-1939

●テレビ・ラジオの受信障害

☎03-6238-1945

不正大麻・けしの撲滅に御協力ください

大麻とは、かつて日本でも繊維をとる目的で広く栽培されていた麻(アサ)のことです。大麻は、精神障害作用を起こす成分を含むため、所持や栽培などが法律で厳しく規制されています。しかし、若者を中心に、乱用目的で大麻を不正栽培する例が後を絶ちません。

けしは、春から夏にかけて、色鮮やかで美しい大きな花を咲かせるものが多く、ガーデニングや切り花用の植物として人気があります。しかし、ケシの仲間には、麻薬の一種であるアヘンの原料となるため、法律で栽培が禁止されている種類があります。

昨年、県内では不正な大麻が464本、けしが2,246本発見されています。

不正に栽培されている大麻や疑わしいけしを発見したときは、最寄りの県保健福祉事務所または警察署に連絡してください。

●連絡先 吾妻保健福祉事務所 ☎75-3303

吾妻警察署 ☎68-0110